

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年06月24日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士宮市南陵6番地

氏名 エリエールペーパー株式会社

代表取締役 水野 克俊

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0544 - 23 - 4521

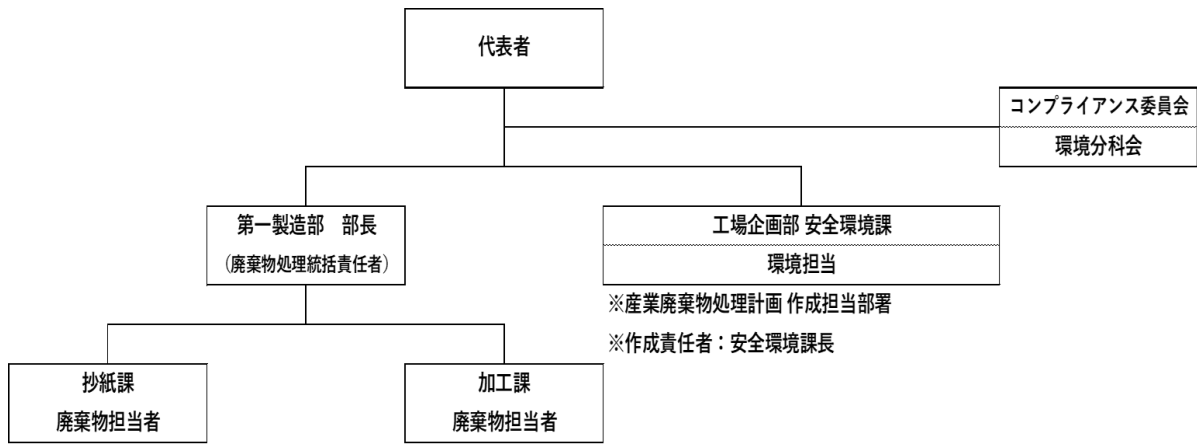
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士宮工場		
事業場の所在地	静岡県	富士宮市	野中町329
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業		
② 事業の規模	製品販売金額 16,037百万円		
③ 従業員数	人員数 136名（正社員 130名、それ以外 6名）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・汚泥→自社再利用(古紙原料)、自社中間処理(焼却)・汚泥→委託処分：焼却、天日乾燥、分級、脱水・廃プラスチック類→委託処分：分級、破碎、圧縮梱包、焼却・廃油→委託処分：油水分離、焼却、蒸留・木くず→委託処分：破碎、選別・水銀使用製品産業廃棄物→委託処分：破碎、焙焼・鋳さい→委託処分：分級・紙くず→委託処分：破碎・安定型混合廃棄物→委託処分：破碎、選別・廃酸、廃アルカリ→委託処分：中和		

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	1,563.588 t
	廃プラスチック類	88.290 t
	廃油	2.962 t
	金属くず	0.070 t
	廃酸	0.160 t
	燃え殻	0.230 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組) ①廃棄物を適正に処理するため、法令、規則、制度を遵守すると共に、公共の環境施策に協力する。 ②原田工場での汚泥の再利用・自社焼却処分(サーマルサイクル)の推進。 ③廃棄物分別による排出量の削減、再生利用を推進する。		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	1,579.434 t
	廃プラスチック類	84.290 t
	廃油	2.912 t
	木くず	9.000 t
	金属くず	0.070 t
	水銀使用製品産業廃棄物	0.236 t
	廃酸	0.640 t
	（今後実施する予定の取組） ①削減目標を前年比-1.0%とし、排出抑止、再資源化を推進する。 ②廃プラスチック類・金属くず・その他混合廃棄物の細分別化を推進し、廃棄物の削減、再生利用を推進する。 ③廃棄物の処理に係わる委託先に対し、優良認定取得を推奨し、協力する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） プラスチック、木、紙、金属等の排出前分別 廃プラスチック類・金属くず・その他混合廃棄物の細分別化	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物の内容再調査と分別・再資源化の推進	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	（これまでに実施した取組） 原田工場で原料としての再利用促進 ・原田工場で汚泥を再利用した量：1,470.498 t	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	（今後実施する予定の取組） 原田工場で原料としての再利用の促進・継続 ・原田工場で汚泥を再利用する予定量：1,511.844 t	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
（これまでに実施した取組） 原田工場での自社焼却処分（サマリサイクル）を推進し、廃棄物の外部委託量を削減する。 ・原田工場で汚泥の熱回収を行った量：28.930 t ・原田工場で汚泥を中間処理し減量した量：4.928 t			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
（今後実施する予定の取組） 原田工場での自社焼却処分（サマリサイクル）を推進し、廃棄物の外部委託量を削減する。 ・原田工場で汚泥の熱回収を行った量：28.930 t ・原田工場で汚泥を中間処理し減量した量：4.928 t			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和 5 年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
①現状			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
		(これまでに実施した取組)	
		【目標】	
		産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
②計画			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
			0.000 t
		(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】					
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
汚泥（泥状のもの）	38.030	64.160	0.000	26.130	64.160
廃プラスチック類	55.900	88.290	0.000	0.000	88.290
廃油	2.962	2.962	0.000	2.962	2.962
金属くず	0.070	0.070	0.000	0.000	0.070
廃酸	0.160	0.160	0.000	0.000	0.160
燃え殻	0.230	0.230	0.000	0.000	0.230
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
①現状	（これまでに実施した取組） 分別、リサイクルの推進等による排出量及び処理委託量の削減。 汚泥を原田工場で再利用及び自社焼却処分（サマリサイクル）し、外部委託量を削減する。 ・原田工場で汚泥を焼却処分した後の処理委託量：1,212.39 t ・原田工場で汚泥を中間処理した後の再生利用業者への処理委託量：1,212.39 t				

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
汚泥（泥状のもの）	46.390	67.590	0.000	21.200	67.590
廃プラスチック類	57.740	84.290	0.000	0.000	84.290
廃油	2.912	2.912	0.000	2.912	2.912
木くず	9.000	9.000	0.000	9.000	9.000
金属くず	0.070	0.070	0.000	0.000	0.070
水銀使用製品産業廃棄物	0.000	0.236	0.000	0.000	0.236
廃酸	0.640	0.640	0.000	0.000	0.640
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>分別、リサイクルの推進等による排出量及び処理委託量の削減。 汚泥を原田工場で再利用及び自社焼却処分（サマルリサイクル）し、外部委託量を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原田工場で汚泥を焼却処分した後の処理委託量：1,212.39 t ・原田工場で汚泥を中間処理した後の再生利用業者への処理委託量：1,212.39 t 					
②計画					
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。